総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

日本の地方自治制度について

2023年9月

総務省
地域力創造審議官
山越　伸子

目　次

１　地方自治の概要
２　地方公共団体の種類
３　地方公共団体の業務と組織
４　地方財政
５　地方公務員制度の概要

（参考）
地方の抱える課題と
総務省における地域活性化施策

１　地方自治の概要

制度のあらまし

日本国憲法における地方自治

憲法　第8章　地方自治

地方自治法

日本の地方自治制度のあらまし

- 日本の地方公共団体は、都道府県・市町村の２層制である。
  - ※　単一制国家であり、連邦制国家ではない。
  - ※　都道府県47、市町村1,718（2023年4月1日現在）
- 日本の地方自治は、憲法で保障されている。国と地方は別の法人格を持ち、地方自治の仕組みや国と地方の関係については、地方自治法に定められている。
- 地方公共団体は、公選（住民の直接選挙）による議員による議会を持ち、議会は、予算の議決等のほか、法律の範囲内での立法権限を有している。
- 公選される首長（知事・市町村長）が行政を執行する。
  - ※　国の行政執行は、内閣が行う。国は議院内閣制を採る。
  - ※　教育、警察等の分野では、行政委員会制度が採用されている。
- 地方公共団体が担任する事務・事業のウェイトが高い。
  - ※地方公共団体が担任する行政は種類も多く、金額でも7割。連邦国家における州政府及び自治体並みに事務・事業を行っている。

日本国憲法における地方自治

日本国憲法（１９４６年制定）

第８章（地方自治）

第９２条　地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

※　地方自治の本旨
「団体自治」：国から独立した地域団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関によりその団体の責任において処理すること
「住民自治」：地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の責任において充足すること

※　地方自治に関する法律
地方自治法、地方公務員法、地方財政法、地方税法、公職選挙法など

日本国憲法　第８章　地方自治

第９２条　地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第９３条　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第９４条　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第９５条　一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

地方自治の基本法
「地方自治法」（1947年制定）

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」（第１条）

＜主な規定事項＞

・国と地方公共団体の役割分担の原則
・地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則
・地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等
・住民及び住民の権利・義務
・条例及び規則
・議会
・執行機関の構成と事務・権能等
・財務
・国等の関与等のあり方及び係争処理等
・地方公共団体の組織及び運営に関する制度の体系

２　地方公共団体の種類

日本の地方公共団体－１

○　地方公共団体は、２層制である。
- 都道府県〈広域の地方公共団体〉47
- 市町村〈基礎的な地方公共団体〉1718　（2015年4月1日時点）

○　国と地方公共団体の関係
- 上下・主従の関係ではなく、対等・協力の関係

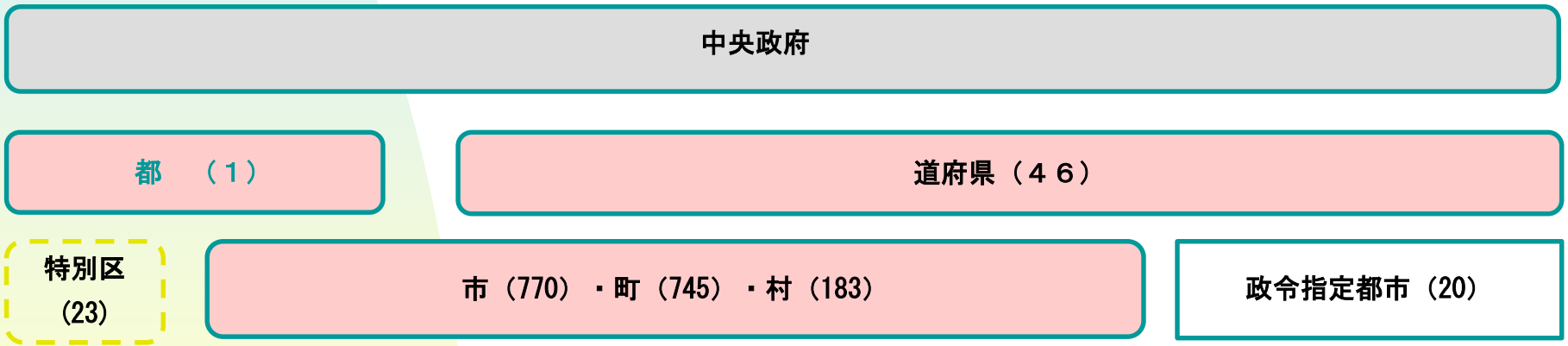

※ 地方公共団体の事務の一部を広域で処理するための一部事務組合などの特別地方公共団体が存在（例　消防組合、ゴミ処理組合）

主な地方公共団体の数と構成

種別	数			人口（最大～最小）		
都道府県	47	都（1）		13,841,665（東京都）		
		道府県（46）		9,212,003（神奈川県）	～	546,558（鳥取県）
市町村	1,718	市（792）	指定都市（20）	3,688,773（横浜市）	～	709,584（岡山市）
			中核市（62）	647,037（船橋市）	～	183,269（鳥取市）
			施行時特例市（23）	344,070（所沢市）	～	184,941（上越市）
			その他（687）	496,571（松戸市）	～	2,790（歌志内市）
		町（743）		52,891（府中町）	～	929（早川町）
		村（183）		42,041（滝沢村）	～	168（青ヶ島村）
特別区（東京都に設置）	23			915,439（世田谷区）	～	67,911（千代田区）

（注）地方公共団体の数及び内訳は、2020年4月1日現在。人口は2023年1月1日住民基本台帳人口

日本の地方公共団体 － 位置 -

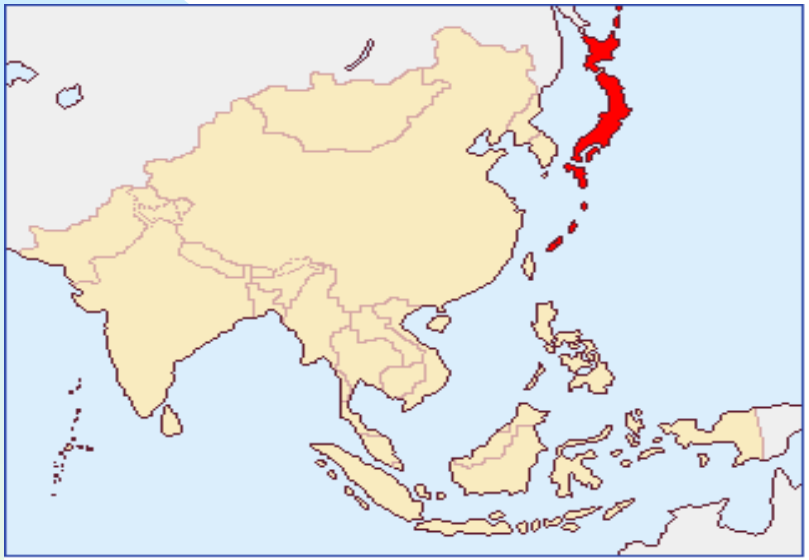

北海道
（面積最大）

香川県
（面積最小）

総面積：約38万㎢

最大　：北海道　約8.3万㎢

　　北海道の人口密度　67人/㎢

最小　：香川県　約0.2万㎢

　　香川県の人口密度　506人/㎢

※ 2020年国勢調査

市町村合併による市町村数の変遷

市町村数は、近代的市町村制度が確立した明治２１年（１８８８年）には１万６千を超えていたが、明治の大合併、昭和の大合併、平成の合併を経て、現在では１，７１８市町村。

明治の大合併

○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施

※自然村・集落のレベルから行政体としての組織へ

昭和の大合併

○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進

平成の合併

○地方分権の推進等のなかで、行財政改革及び基礎的行政運営能力の確保のため、自主的な市町村合併を推進

年　月	市	町	村	計
明治21年（1888年）	－	（71,314）		71,314
22年（1889年）	39	（15,820）		15,859
昭和20年（1945年）10月	205	1,797	8,518	10,520
28年（1953年）10月	286	1,966	7,616	9,868
31年（1956年）4月	495	1,870	2,303	4,668
36年（1961年）6月	556	1,935	981	3,472
40年（1965年）4月	560	2,005	827	3,392
60年（1985年）4月	651	2,001	601	3,253
平成11年（1999年）4月	671	1,990	568	3,229
18年（2006年）3月	777	846	198	1,821
22年（2010年）3月	786	757	184	1,727
26年（2014年）4月	790	745	183	1,718

３　地方公共団体の業務と組織

国と地方との事務分担

機関

首長と議会の関係

地方公共団体の組織

地方公共団体の主な法令上の役割分担の現状

（令和5年4月1日現在）

	（医療・保健衛生）	（福祉）	（教育）	（環境）	（まちづくり）	（治安・安全・防災）
道府県	・麻薬取扱者（一部）の免許 ・医療計画の策定 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種	・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 ・国民健康保険事業（財政運営等）	・私立学校、市町村（指定都市を除く）立高等学校の設置認可 ・高等学校の設置管理	・第一種フロン類回収業者の登録 ・公害健康被害の補償給付	・都市計画区域の指定 ・指定区間の１級河川、２級河川の管理	・警察（犯罪捜査、運転免許等）
	・病院の開設許可（都道府県の同意協議） ・精神障害者の入院措置 ・動物取扱業の登録	・児童相談所の設置（中核市、特別区も政令指定により設置可）	・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ・市立小中学校等の職員の任免、給与の決定・負担	・建築物用地下水の採取の許可	・区域区分等に関する都市計画決定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間外の国道、県道の管理 ・指定区間の１級河川（一部）、２級河川（一部）の管理	・災害救助（指定都市の申請に基づき内閣総理大臣が救助実施市を指定）
	・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の経営許可	・保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳交付	・県費負担教職員の研修	・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理	・屋外広告物の条例による設置制限 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	
				・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ・土地区画整理組合の設立の認可	
市町村	・市町村保健センターの設置 ・健康増進事業の実施 ・定期の予防接種 ・結核に係る健康診断 ・埋葬、火葬の許可	・保育所の設置・運営 ・生活保護（市及び福祉事務所設置町村が処理） ・養護老人ホームの設置･運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業（保険料賦課・徴収等） ・介護サービス事業者の指定（一部の事業）	・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の服務の監督、勤務成績の評定	・一般廃棄物の収集や処理 ・騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ）	・上下水道の整備・管理運営 ・都市計画決定（用途地域等） ・都市計画決定（用途地域等以外） ・市町村道、橋梁の建設管理 ・準用河川の管理	・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 （その他） ・戸籍・住基

政令指定都市

中核市

施行時特例市

地方公共団体の機関

- **地方議会：議決機関**
  - ✓ 議員定数　　条例により定める
  - ✓ 議員の任期　　４年
  - ✓ 議員の被選挙権　２５歳以上の住民
  - ✓ 議員の選挙権　　１８歳以上の住民
  - ✓ 権限　　条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定、首長の不信任決議　等
  - ✓ 議会の開催　　定例会（年４回の団体が多い）と臨時会
- **首長：執行機関**
  - ✓ 任期　　４年
  - ✓ 被選挙権　都道府県　３０歳以上　市町村　２５歳以上
  - ✓ 選挙権　　１８歳以上の住民
  - ✓ 権限　　規則の制定、議案の提出、予算の執行　等

首長と議会の関係（二元代表制）

（執行機関）

（議決機関）

議案の提出権

議決

検査権

【住民による直接選挙】

【住民による直接選挙】

長と議会の意見
が対立した場合

調整方法

- 専決処分
- 再議
- 不信任・解散

地方公共団体の執行機関等

- 執行機関として知事・市町村長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会等の機関がある。
- 知事・市町村長の下に、議会の同意を得て知事・市町村長が任命する副知事・副市町村長（任期4年）が、また各分野の事務を担当する部や課等の組織がおかれる。

県の行政機構（一例）

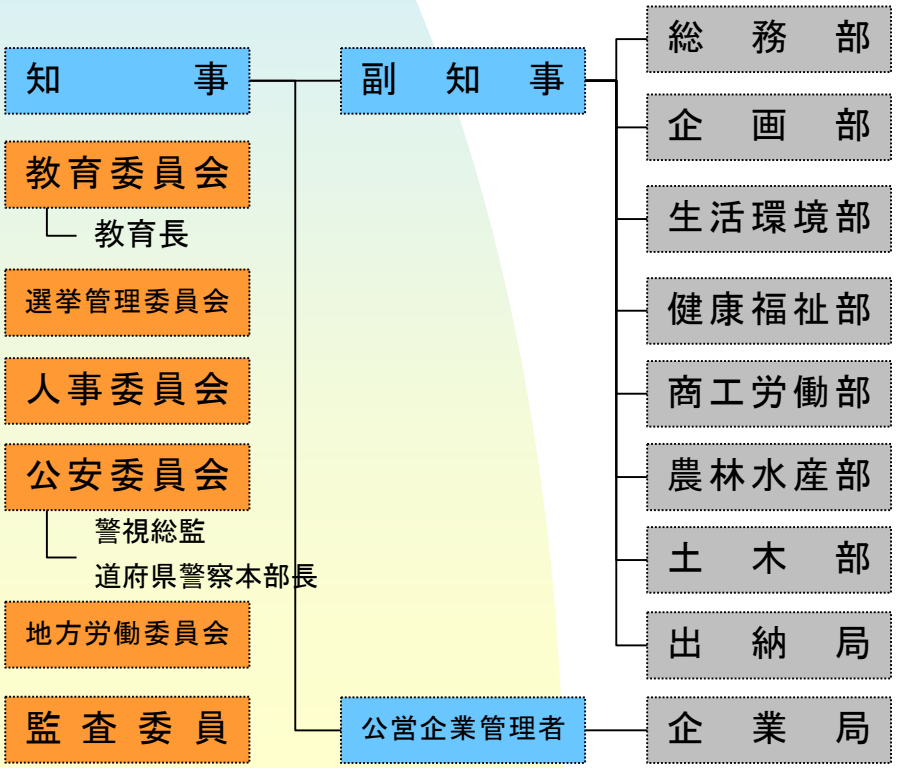

市の行政機構（一例）

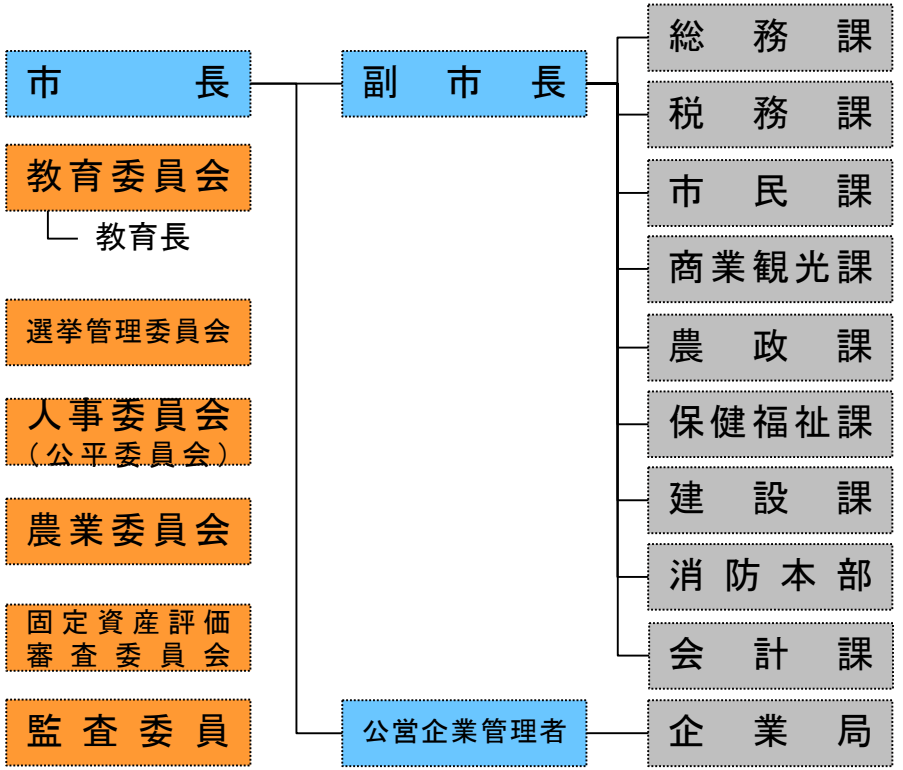

4　地方財政

国と地方の歳出割合

- 国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、警察・消防、社会教育などの日常生活に関係の深い分野である。

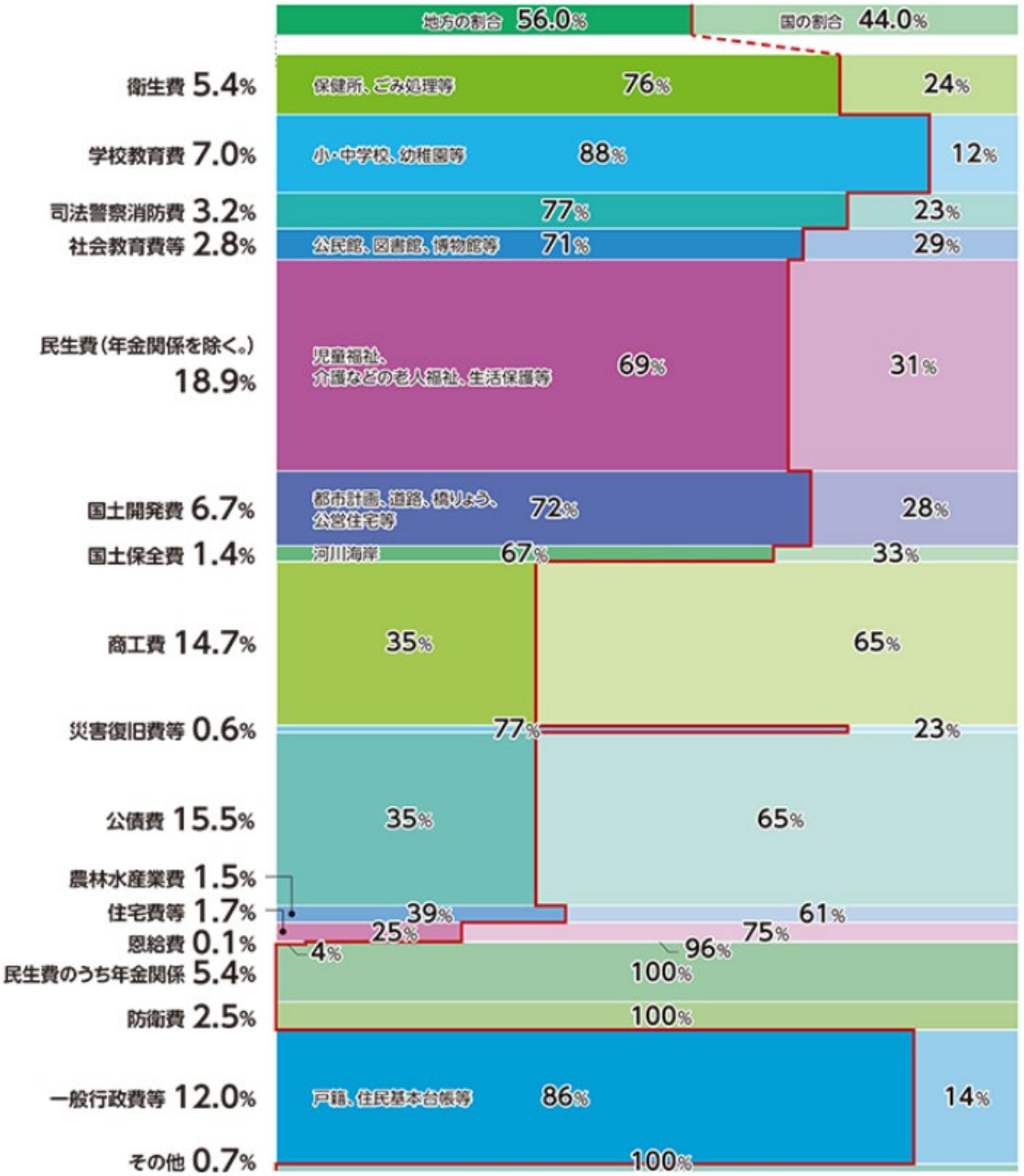

国と地方の主な目的別歳出の割合
（最終支出ベース）（2020年度）
出展：地方財政白書（令和4年）

国・地方間の財源配分

○ 我が国の財政は、最終支出ベースにおける国と地方の比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しており、両者の間に大きな乖離が存在。

○ 地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すことが必要。

国・地方間の財源配分（2021年度決算）

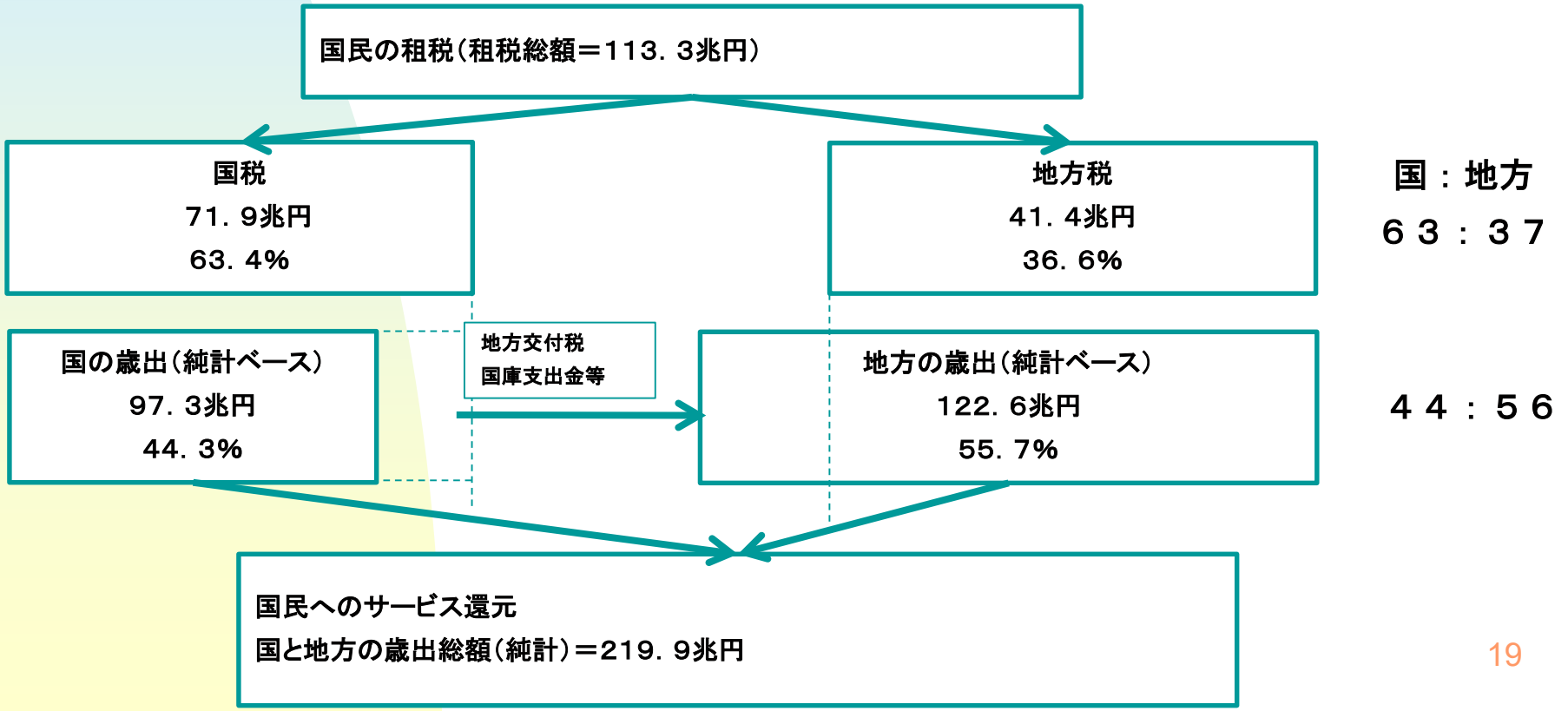

地方の財源

- 地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税（約３割）、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっている。
- 地方税や地方交付税など、使途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいる。

歳入内訳の構成（2020年度）

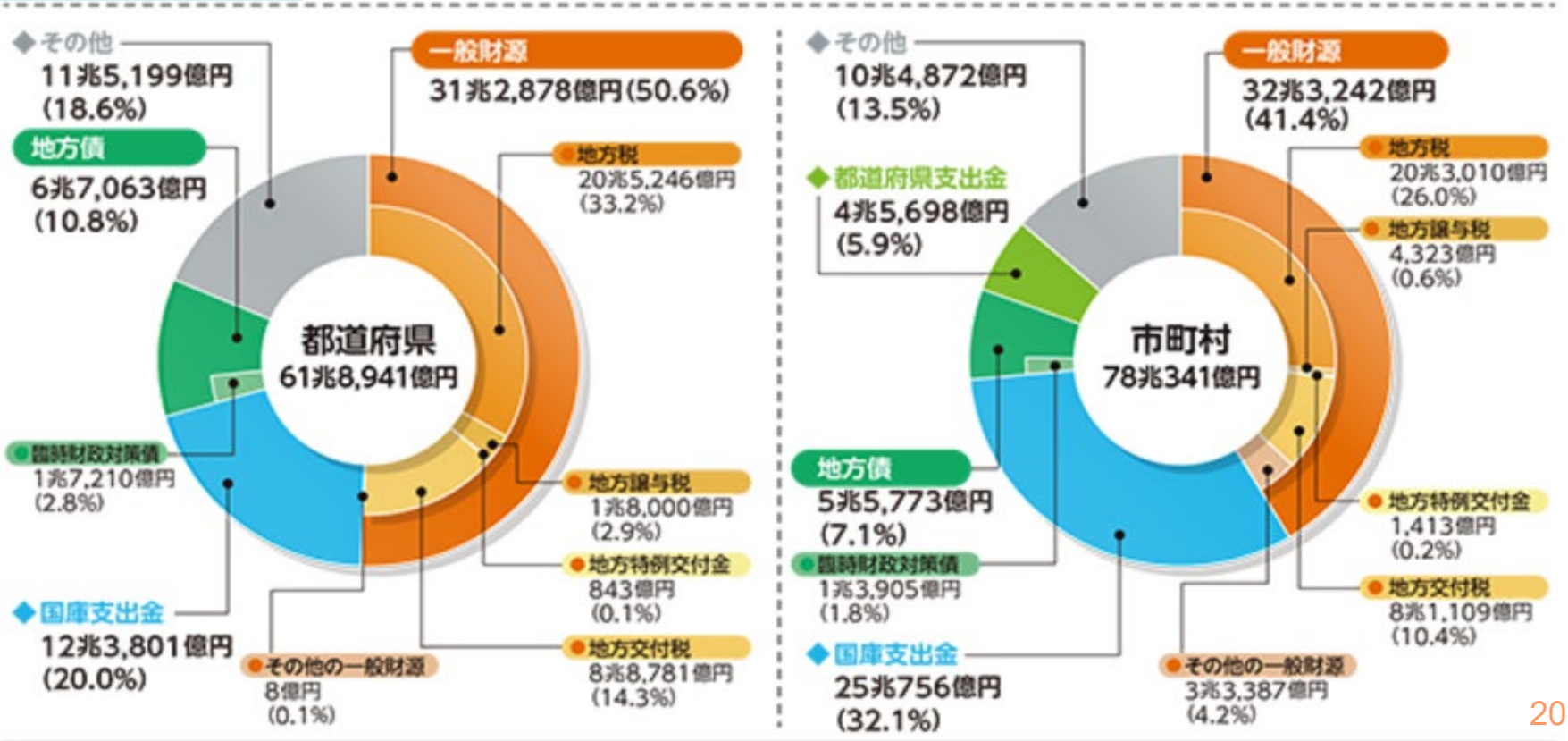

地方交付税の仕組み

１　地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

→　財源調整機能

　　財源保障機能

２　地方公共団体の行政の自主性を損なわないように、この地方交付税は、各地方公共団体が自ら徴収した地方税同様、どのような使途に充てるかは、その地方公共団体の自由に任されている。

→　一般財源

３　地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき決定される。

地方交付税の性格

●所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

〇総額
・所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

〇種類
・普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

〇普通交付税の額の決定方法
・各団体ごとの普通交付税額 ＝ （ 基準財政需要額 － 基準財政収入額 ）
・基準財政需要額＝単位費用(法定)×測定単位(国調人口等)×補正係数(寒冷補正等)
・基準財政収入額 ＝ 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

〇一般財源
・国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。（地方交付税法第3条第2項）

普通交付税の額の算定方法

（普通交付税額） ＝ （基準財政需要額）－（基準財政収入額）

基準財政収入額 ＝ 標準的税収入見込額 × 75%

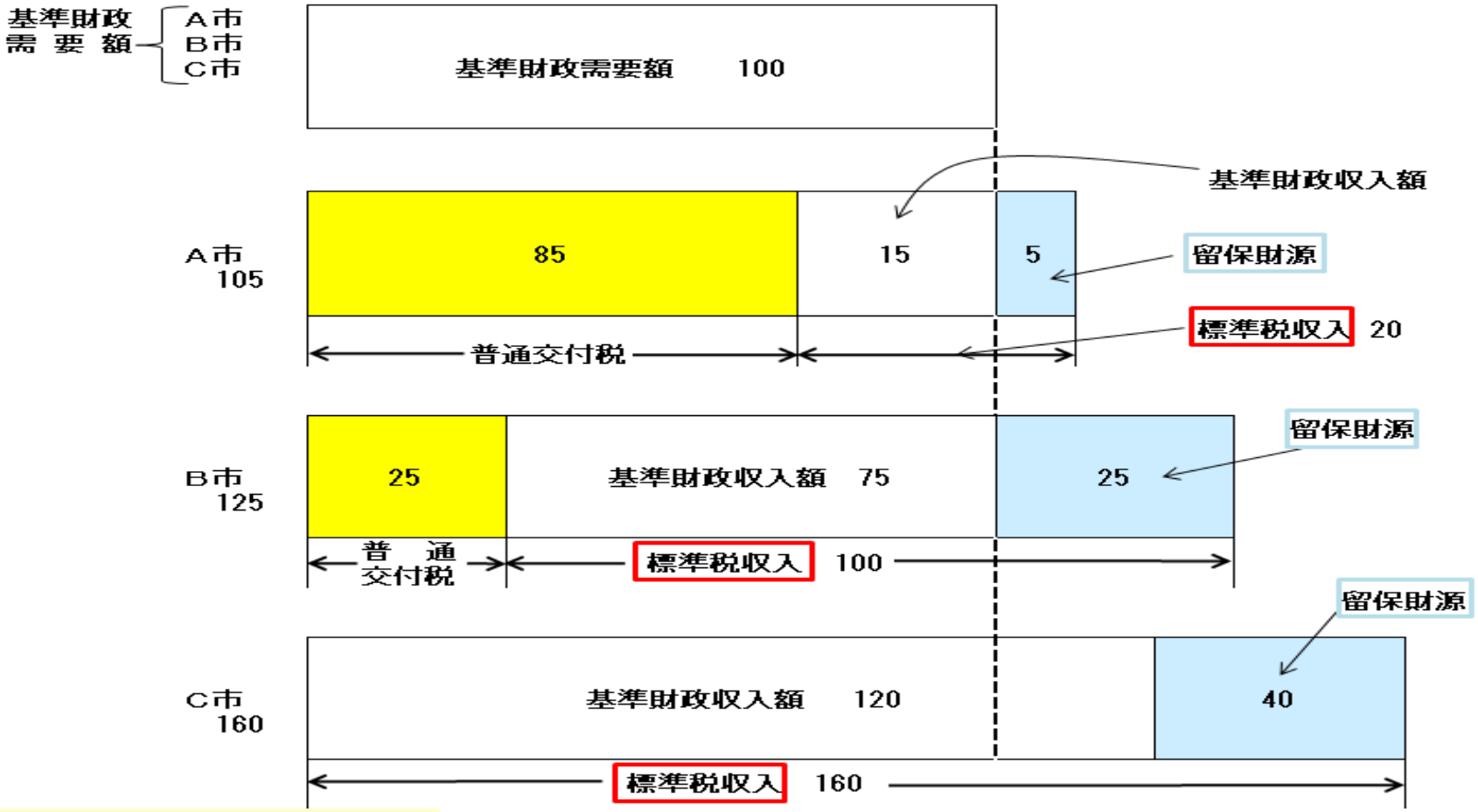

K県の例

- 人口：160万人
- 県職員数：24,812人(一般行政：4,958、教育：15,388、警察：3,483等。2022年)
- 県議会議員定数：51人
- 歳入額：10,089億円、歳出額：9,556億円（2022年度）

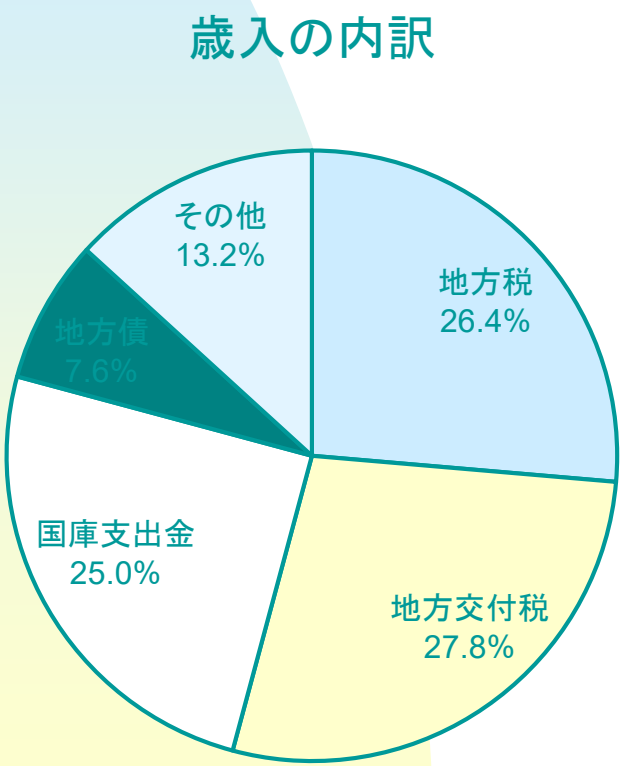

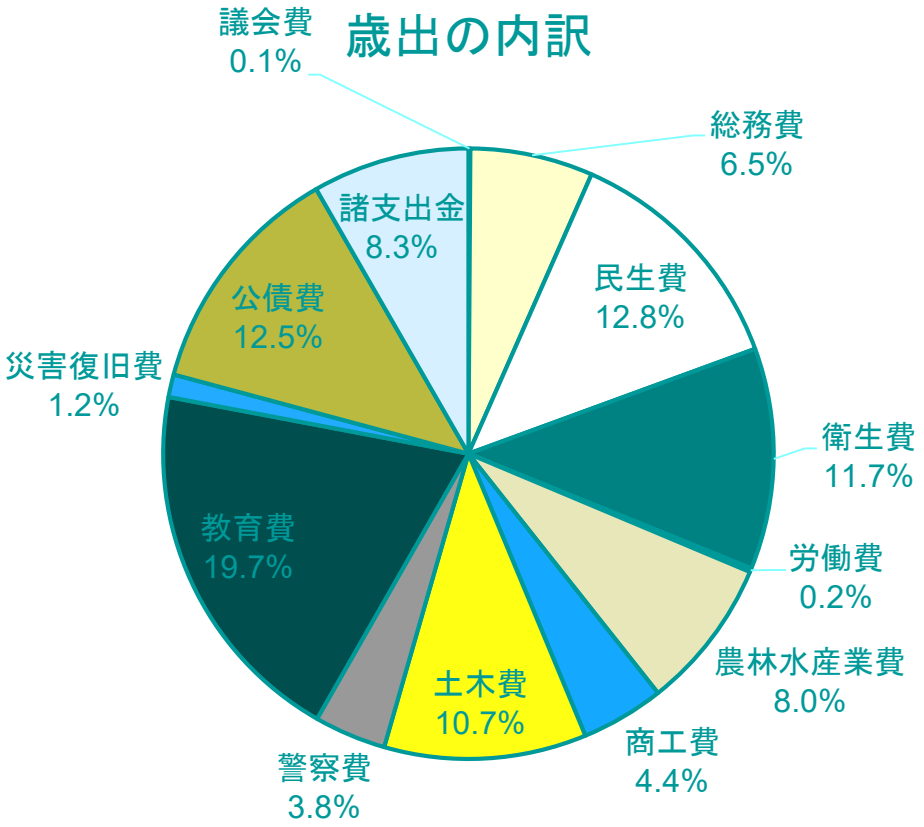

H市の例

- 人口：11万人
- 市職員数：898人(一般行政：565、教育：168、消防：164等。2022年)
- 市議会議員定数：24人
- 歳入額：571億円、歳出額：547億円（2022年度）

※市職員数は、公営企業（病院・水道）697人除き

歳入の内訳

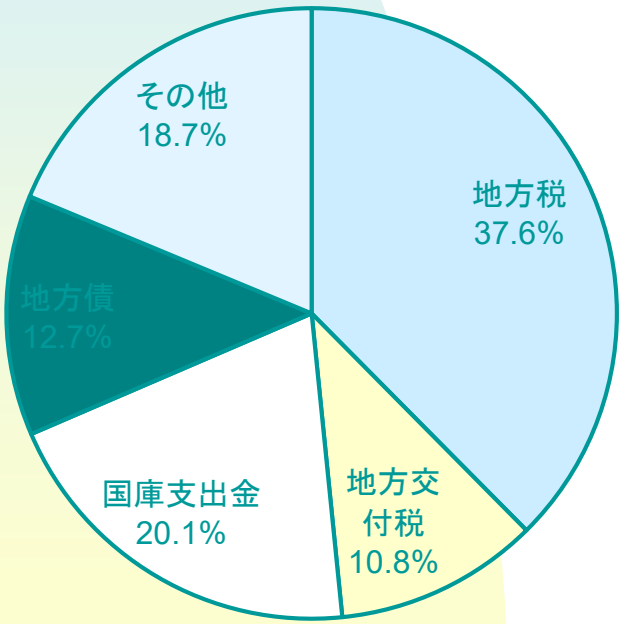

歳出の内訳

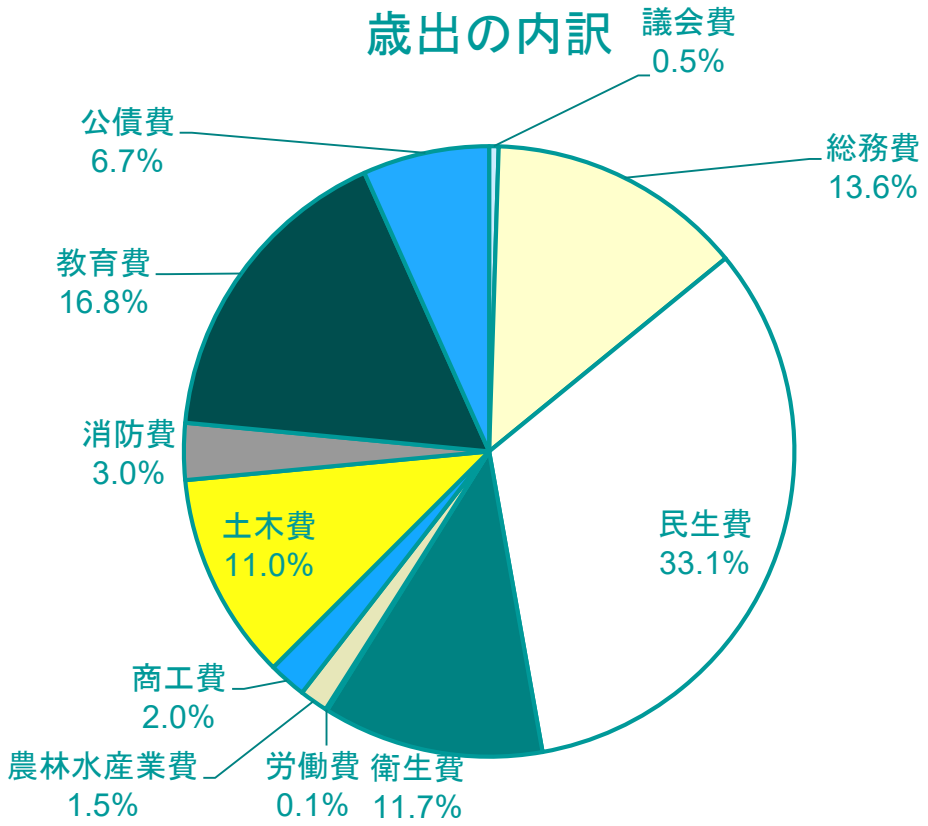

５　地方公務員制度の概要

地方公共団体の職員数の推移

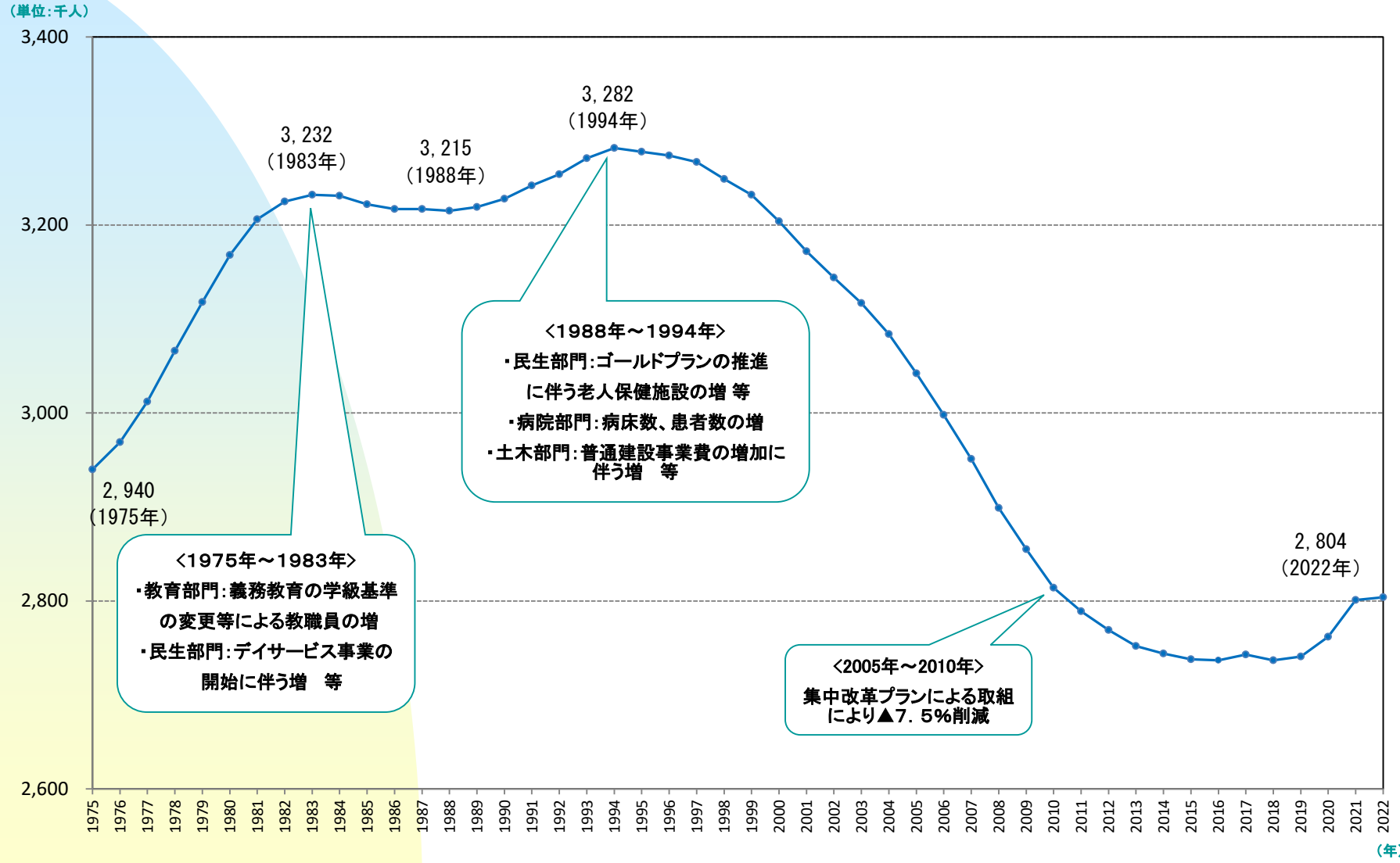

出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」

地方公共団体職員数(2022.4現在）

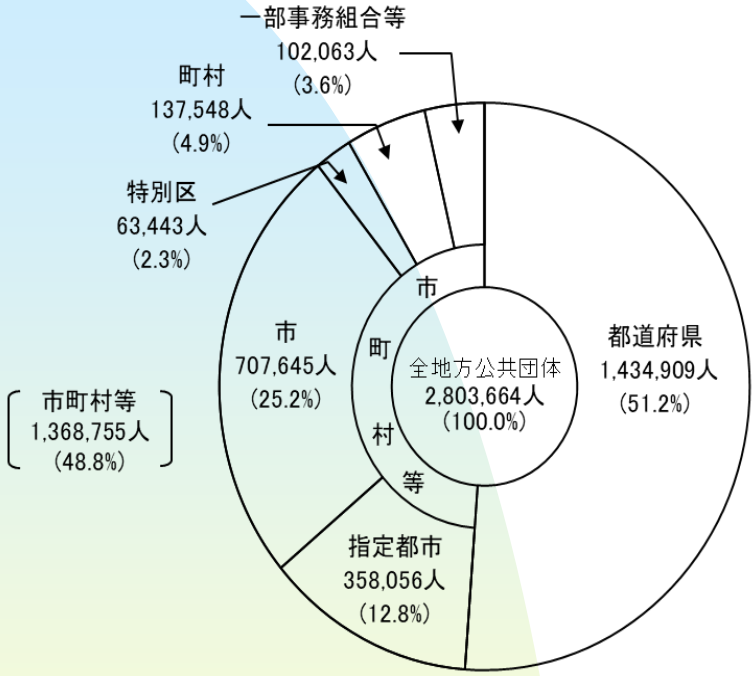

※この他に
「会計年度任用職員」といわれる
非常勤職員が、全国で62万人（うちパートタイム55万人）が存在

（2020．４現在）

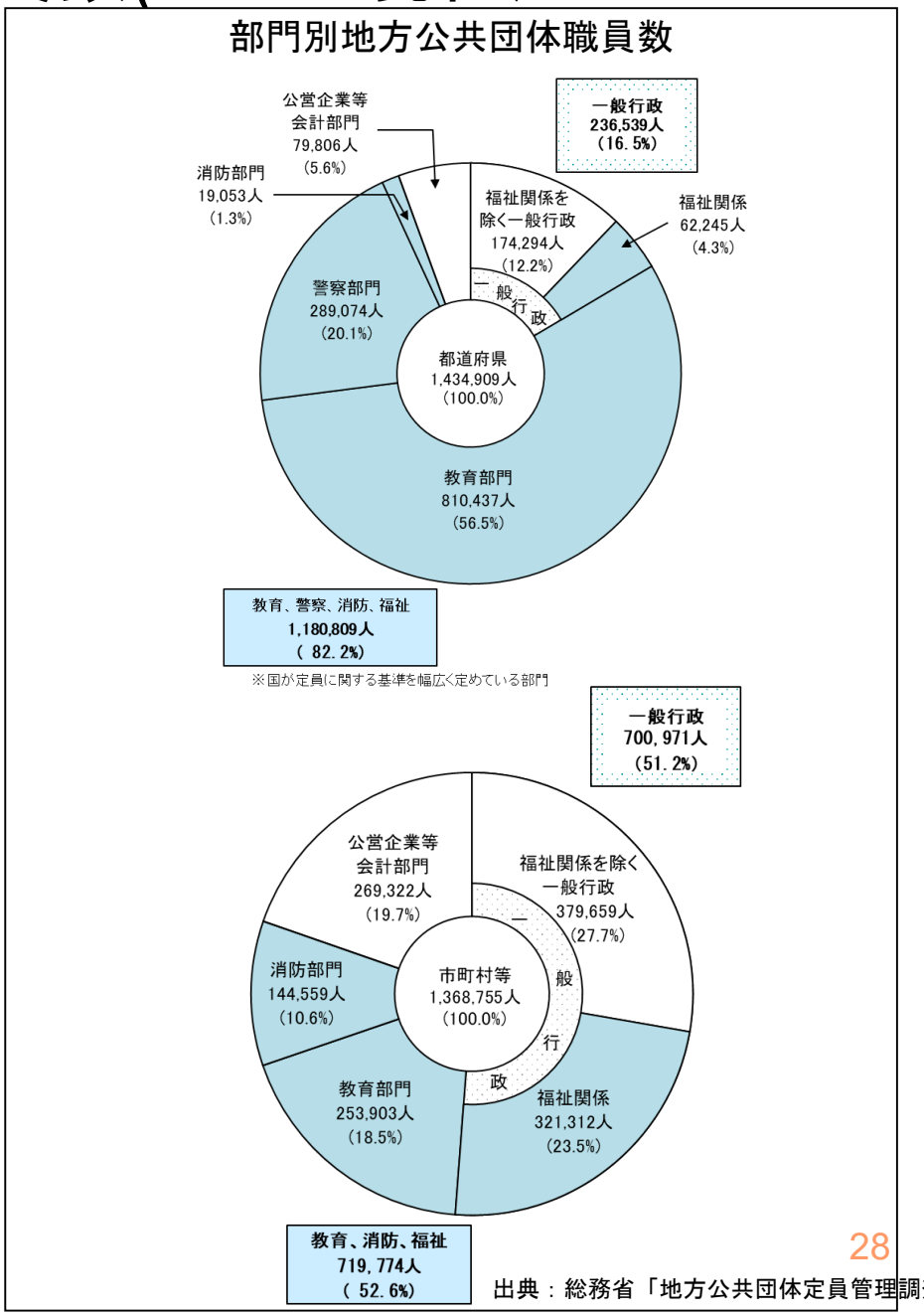

出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」

職種別地方公共団体職員数(2022.4現在)

職種別職員数（都道府県職員）

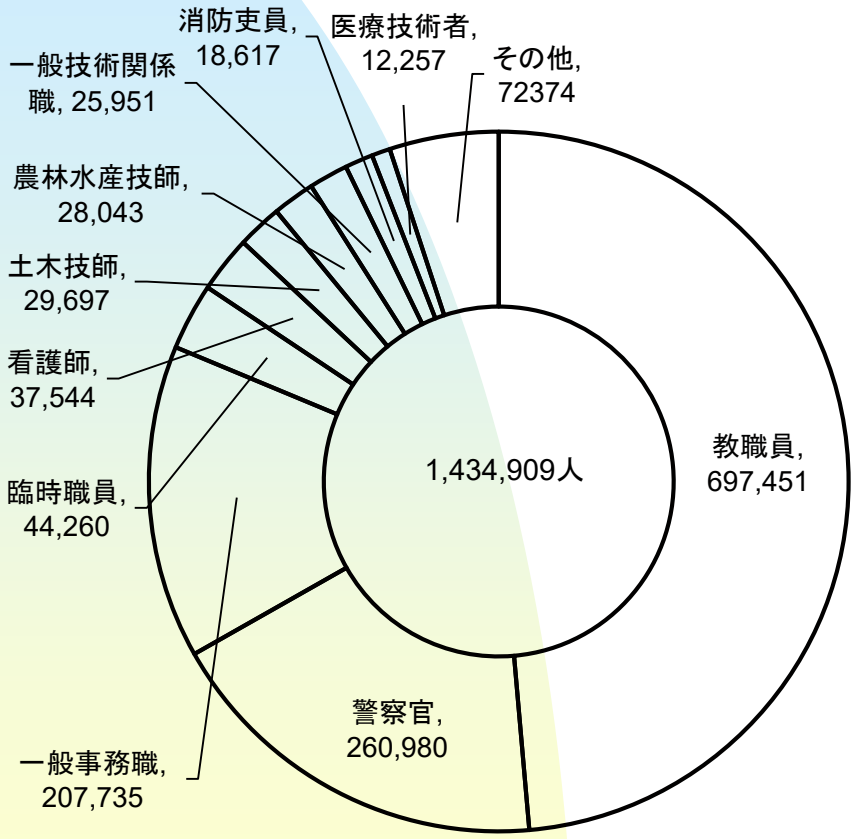

職種別職員数（市町村職員）

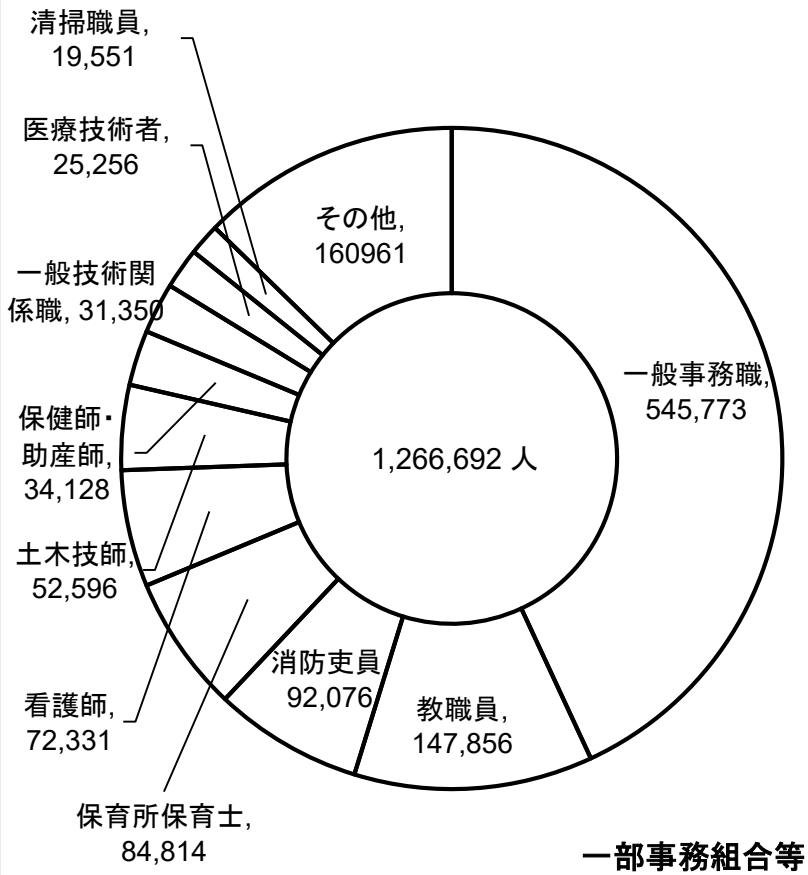

一部事務組合等（102,063人）を除く

出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」

公務員数の国際比較

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較

（注）1 本資料は、各国の統計データ等を基に便宜上整理したものであり、各国の公務員制度の差異等（中央政府・地方公共団体の事業範囲、政府企業の範囲等）については考慮していない。また政府企業等職員には公務員以外の身分の者も含んでいる場合がある。
2 国名下の（ ）は、データ年度を示す。
3 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
4 日本の「政府企業職員」には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人の職員を計上している。
5 日本の数値において、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び軍人・国防職員以外は、非常勤職員を含む。

出典：人事院パンフレット(2023)から抜粋

地方公務員に関する「地方公務員法」に定める制度概要①

地方公務員法の目的と基本的枠組み

地方公務員法により地方公務員制度の基本を定める。

① 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める（日本国憲法第９２条）とされており、地方公務員制度に関する基本法として地方公務員法が定められている。

② 地方公務員法は、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営等を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

③ 地方公務員法は、特別職（地方公共団体の長、議会の議員、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職等）には適用されず、一般職に適用される。

制度概要

１ 任用（採用、昇任等）

① 職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

【成績主義の原則】

② 職員の採用は、競争試験によることが原則。 （人事委員会を置かない地方公共団体においては、競争試験又は選考）

２ 人事評価

○ 職員の執務については、定期的に人事評価を行わなければならない。

※ 人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用される。

地方公務員に関する「地方公務員法」に定める制度概要②

３　勤務条件

①　地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。**【情勢適応の原則】**

②　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。**【勤務条件条例主義】**

＜給　与＞

①　職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。**【職務給の原則】**

②　職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない 。**【均衡の原則】**

＜給与以外の勤務条件＞

○　職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に　権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。**【均衡の原則】**

４　身分保障

○　職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性・安定性を確保。

○　身分保障を前提とした上で、一定の事由に該当する場合、職員の意に反する免職その他の不利益処分を行うことが可能。

＜分　限＞

○　職員は、同法で定める事由による場合以外は、職員本人の意に反して降任又は免職されることはない。

① 勤務実績不良　　② 心身故障による職務遂行困難

③ 上記①②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

○　職員は、同法で定める事由又は条例で定める事由による場合以外は、職員本人の意に反して休職されることはない。

① 心身故障による長期休養　　② 刑事事件に関し起訴された場合

地方公務員に関する「地方公務員法」に定める制度概要③

５ 服 務

地方公務員は、全体の奉仕者であることから、次のような服務上の制約が課せられている。

① 服務の宣誓
② 法令及び上司の命令に従う義務
③ 信用失墜行為の禁止
④ 職務上知り得た秘密を守る義務（守秘義務）
⑤ 職務に専念する義務
⑥ 政治的行為の制限
⑦ 争議行為等の禁止
⑧ 営利企業等の従事制限

（懲 戒）

職員は、同法で定める事由による場合以外は、懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）を受けることはない。

① 地方公務員法もしくは同法第５７条に基づく特例法又はこれに基づく条例等に違反した場合
② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
③ 全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合

（罰 則）

法益の侵害がきわめて重大でやむを得ない場合に罰則が科せられる。

※国家公務員と同様に60歳を定年としていたが、2023年度より2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げ、2032年度までに65歳定年制に移行することになっている。

地方公務員に関する「地方公務員法」に定める制度概要④

６ 研 修

- ○ 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- ○ 研修は、任命権者が行うものとする。
- ○ 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

（地方公務員法第39条）

【地方公務員における人材育成の方針に関する通知】

○ 地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について
（平成９年自治事務次官通知）

① 人材育成の目的、方策等を明確にした「人材育成基本方針」の策定
② 職場外研修、職場内研修、自己啓発等の等の総合的な人材育成
③ 地方公共団体相互間や民間との人事交流の推進
④ 多様な研修機会の提供や研修レベルの向上、研修内容の充実
⑤ 高度・専門的な研修等について、広域共同研修や全国的な研修機関の活用

（参考）
地方の抱える課題と
総務省における地域活性化施策

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。

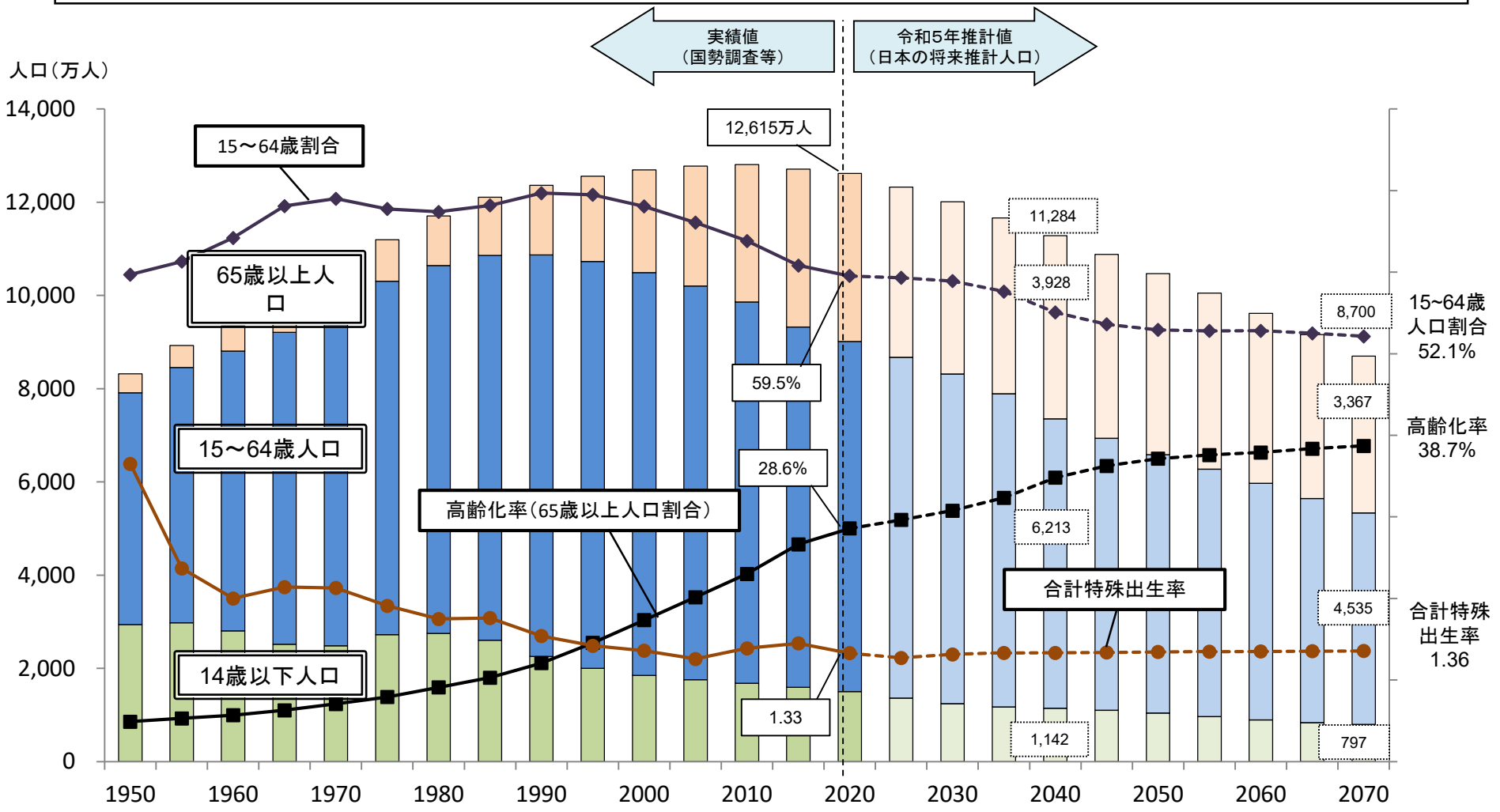

（出所） 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

三大都市圏及び地方における人口移動（転入超過数）の長期推移

デジタル田園都市国家構想 DIGIDEN

地方から大都市（特に東京圏）への人口移動は、高度経済成長期にピークを迎えたのち、基本的に現在まで継続

三大都市圏及び地方における人口移動（転入超過数）の長期推移

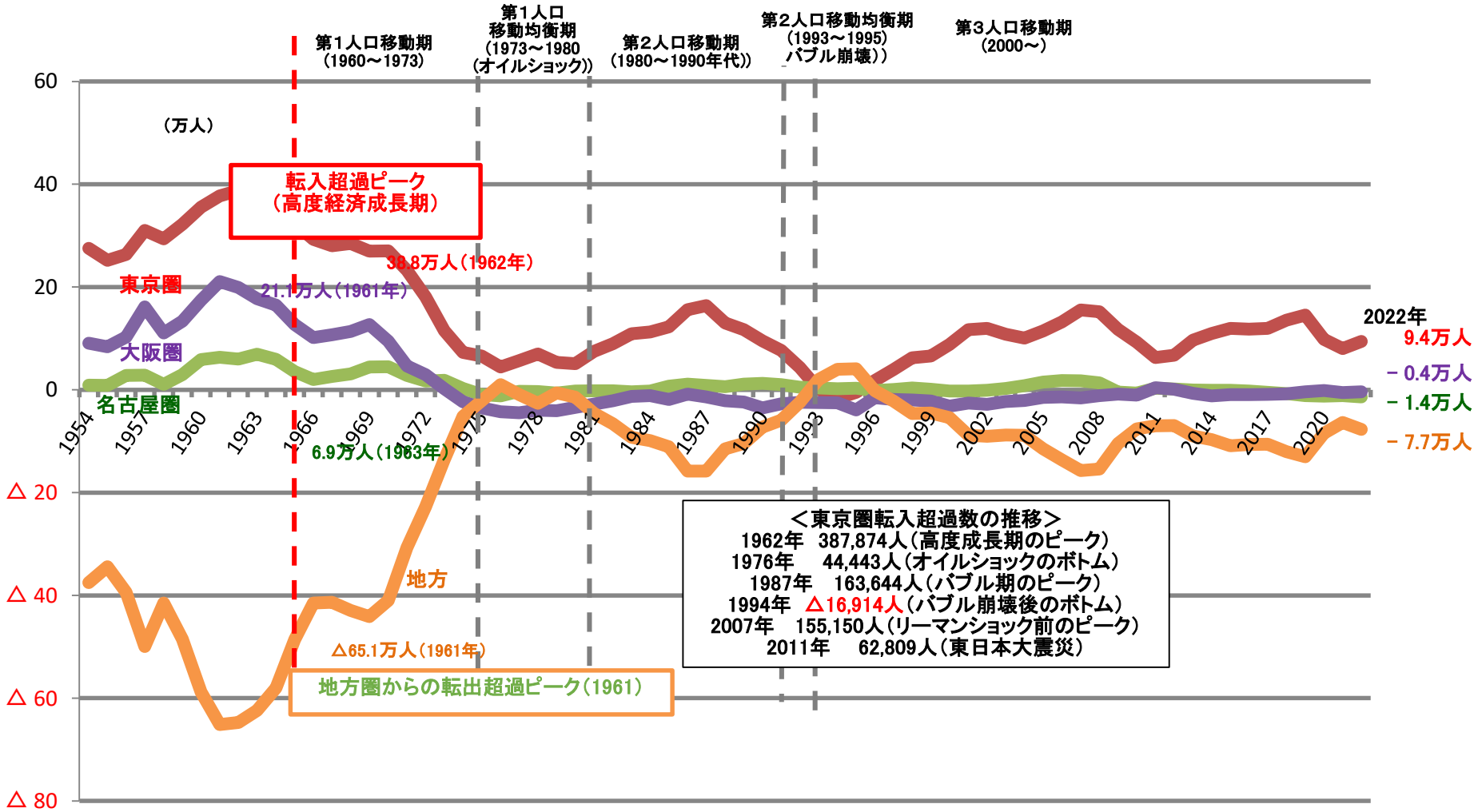

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（日本人移動者）
東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県　名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県　大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏　地方：三大都市圏以外の地域

過疎地域における集落の課題・地方移住への関心の高まりについて

○　過疎地域における集落の課題についてアンケート調査を行った結果、以下のとおりであった。

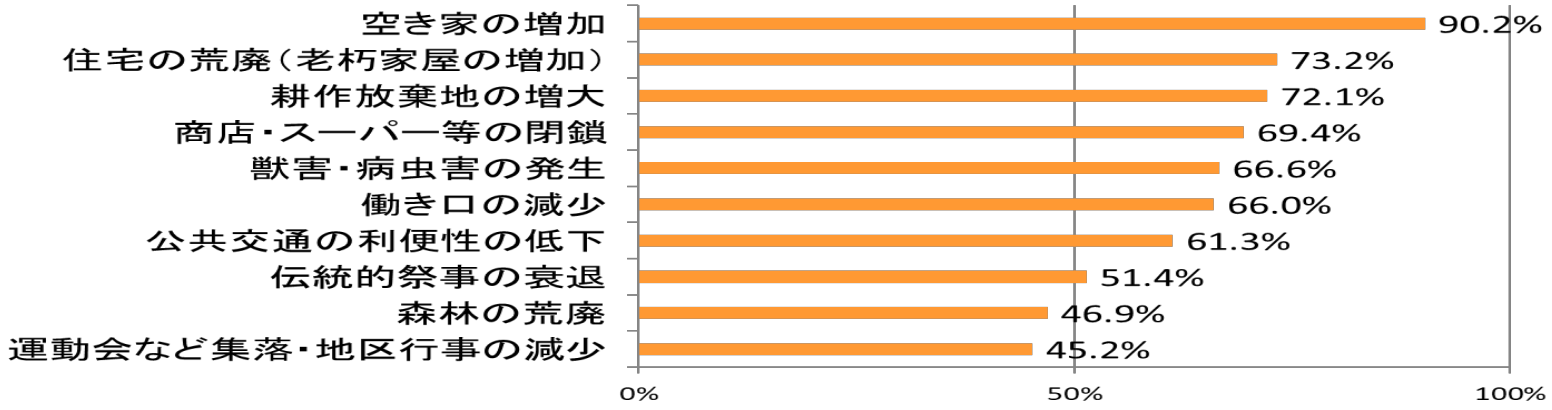

（出典）過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書（令和2年3月）

地方移住への関心の高まり

また、テレワークの浸透などに伴い、東京圏在住者のうち、地方移住への関心を持つ層は増加。20歳代ではその傾向がより強く表れている。

■地方移住への関心（東京圏在住者）

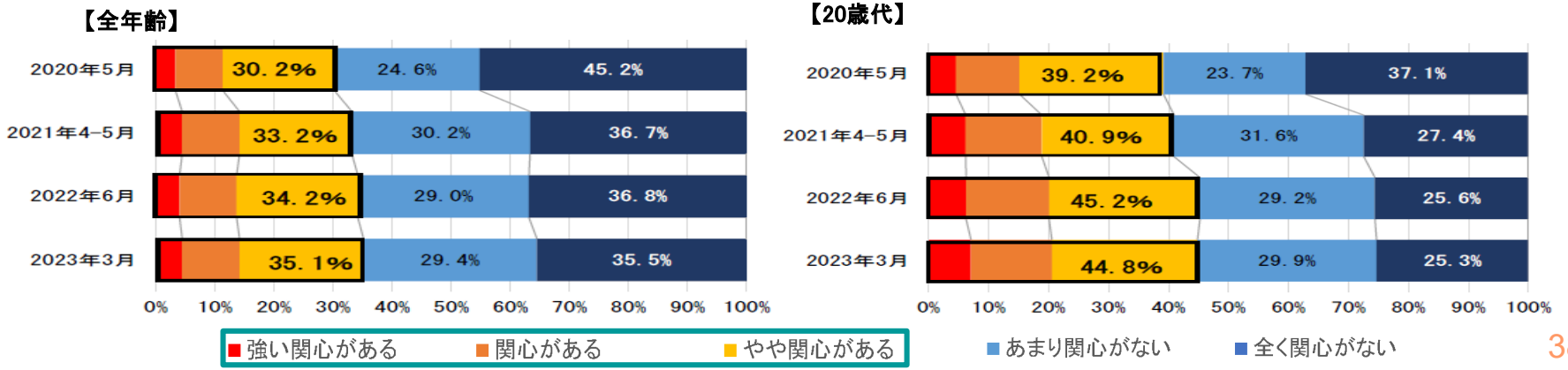

（出典）内閣府「第６回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」　（2023年３月２日～３月１１日にインターネット調査を実施）

地域おこし協力隊について

平成21年度から事業実施

地域おこし協力隊とは

〇制度概要：都市地域の若者等が過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、最大3年間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地方公共団体の指定する「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
〇実施主体：地方公共団体
〇活動期間：概ね1年以上3年以下
〇関連経費に財政支援

令和4年度実績
隊員数：6,447人
インターン参加数：421人（82人）
合計6,813人
自治体数1118団体【2団体】

※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。
※ 【 】内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

活動事例

愛媛県松野町　岸本有希さん（隊員OG）

〇 神戸市の児童館に勤務していた際、熊本地震のボランティア活動で地域おこし協力隊と出会い、その活動に興味を持つ。
〇 大阪で開催された愛媛県主催の協力隊募集説明会で、松野町のことを知る。その後、松野町を実際に訪問し、町民の熱いおもてなしを受けたことをきっかけとして、協力隊としての移住を決断。
〇 町の観光課に配属され、道の駅レストランの手伝いや地域の交流の場としての食堂の立ち上げなど、地域の食資源を観光につなげていくことに従事。地元のおかあさんたちと関わり、地元の食材や食文化を学ぶ。
〇 任期後は、松野町に定住し、地元の観光地で宿泊施設を経営する企業に就職。ロッジの運営や、パン屋の新規オープンに携わり、食を通じて町に活力を与えている。

【民間人材活用】

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

平成26年度から事業実施

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を6ヶ月から3年間受け入れ、そのノウハウや知見を活かした即戦力として、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組。

活動内容（例）

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

- ○観光振興
- ○地域産品の開発・販路拡大
- ○ICT分野（デジタル人材）
- ○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）
- ○中心市街地活性化

等

実　績

４年度
618人
368団体

○関連経費に財政支援

【年代割合】

20代	30代	40代	50代	60代以上
12.4%	26.3%	27.2%	27.9%	6.2%

鹿児島県日置市 × ｻﾝﾄﾘｰﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社

○　日置市の特産品であるオリーブや関連商品の販路拡大を実施したほか、駅前広場でのイベントに出展し、日置市と特産品のPRを実施。

鳥取県南部町 × ソフトバンク株式会社

○　町全体でのペーパーレスやデジタル化の取組を行うとともに、理論的思考を養うことを目的とした、小学校における「プログラミング教育」を実施。

【地域経済活性化】

ローカル10，000プロジェクト

平成24年度から事業実施

1. 制度概要

○ 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体（都道府県・市町村）が、地域金融機関の目利き力を活用して、公費により助成する制度。

○ 自治体負担額について、国費（補助率：1/2～10/10）による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム

民間事業者の初期投資費用（施設整備、機械装置、備品費等）

自己資金	自治体による助成	地域金融機関等(※)による融資又は出資
0円でも可	最大で初期投資費用の1/2まで	自治体による助成額以上

関連経費に財政支援

活用可能な事業（例）

農　林　漁　業
製　造　業
宿　泊　業
観　光　業
…
食　品　加　工　業
地域エネルギー事業

「新たな菓子ブランド確立のための戦略事業」（岐阜県各務原市）

【地域課題】
・市の野菜生産販売額の7割を占めるニンジン生産農家の減少
・傷物品や規格外品などのニンジンの大量廃棄
・将来の人口減少が危惧されている状況

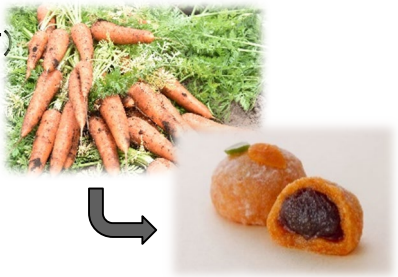

○地域の大学と共同でニンジンを使った新商品を開発！新たな販売拠点も整備！

課題解決

・新たな地域名産品を創出することでニンジン特産地としての認知度を向上させ、規格外品等の廃棄やニンジン農家の減少を抑止。
・大学生を巻き込むことで地域への愛着が育まれ、地域への定住を促進し、人口減少を抑止。

4. 採択実績

282自治体

455事業

※令和５年３月末時点

ローカル10♡00プロジェクト